

令和2年第6回総会

山武市農業委員会会議録

令和2年6月5日 開会

令和2年6月5日 閉会

令和2年第6回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和2年6月5日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
 - (3) 令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について
 - (4) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
 - (6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について
 - (7) 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案について）
 - (8) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和2年第6回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
鈴木会長、よろしくお願ひいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

日程第10 議案第7号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

日程第11 議案第8号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

令和2年6月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

事務局長 日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入っておりますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされ

ております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長

これより令和2年第6回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号2番小山委員、議席番号12番井野委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号16番高宮委員、議席番号17番鈴木委員の両委員を指名いたします。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局長

それでは、総会資料の4ページから10ページを御覧いただきたいと存じます。

通知があった件数は14件でございます。

14件の全てが、基盤強化法による利用権の賃貸借でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申

請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号の申請番号1について地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
今回の申請は、売買による所有権の移転であります。
譲受人につきましては、経営規模拡大の為、自分の耕作地に近い土地を平成28年に購入した際、隣接しております本申請地につきましても、後日購入するということで合意済みでありました。このために今回の申請になっております。譲渡人につきましては、会社員として勤めており、農業ができないということで、隣接する譲受人に売買で譲り渡しました。
以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号17番鈴木委員からの補足説明等を求めます。

鈴木委員 議席番号17番鈴木と申します。
この件は、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について地区担当推進委員の鈴木委員から説明を求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木です。

譲渡人の方は、譲受人の親戚に当たります。譲受人は譲渡人の亡くなられたお父さんの御兄弟です。

それで、4筆ということで、多少点在をしておりますが、ちゃんと耕作もされて、今現在も畑として利用されております。遺言の執行ということで、お父さんは大分前に亡くなられているんですが、ここだけ漏れがあったということで、今現在に至っております。よろしくをお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員から補足説明等を求めます。

増田委員 議席番号8番増田です。

詳しい状況については、地区担当推進委員から説明がありましたとおりです。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしま

す。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号3について地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

申請地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の3について説明いたします。

この申請は、賃貸借権の設定です。申請の理由は、譲受人においては新規就農の為、譲渡人にあつては高齢の為、農業経営の縮小でございます。譲受人本人と、連絡は取れなかったんですけれども、譲渡人からお話を聞けたので御説明いたします。

この借入地で、譲受人は茶葉の木を栽培して、茶葉を販売していきたいということでございます。面積的には8,557㎡とまとまっておりますが、これは大型ハウス全部合わせてございます。本申請は問題がございませんので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員からの補足説明等を求めます。

高野委員

議席番号10番高野です。

今、小川委員のほうから説明がありましたとおりでございます。これは個人じゃなくて、社団法人的な立場の人が何かやるらしくて、農場とか見たら草も、今、大分伸びていて機械を使わないで、手で全部取ると。外国人を使って経営するらしいです。除草剤とかを使わないで、手で端から全部抜いてやるという説明を聞きました。

この件に関しまして、権利者につきましては農地所有適格法人以外の法人であります。農地法第3条第3項各号に適

合するため、許可の要件の全てを満たしております。審議をお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員 当該地区担当推進委員の中山です。
この件は、使用貸借権の設定ということでございまして、これは貸主、借主ともに御兄弟でございます。弟さんが所有されておりますところをお兄さんが借りるというような形になります。

現地ですが、先ほど説明があったように、松尾中学校と国

道126号の間に挟まれた狭い場所でございます、農地としての使用はいかなものかなと思われるところでございます。現況は、雑草が生えているということで、昨年までお父さんが近くに住んでおられたんですけども、体調を壊されて、近くにはもう誰もおられないということで、今後の管理が心配だと近所の方はおっしゃっていました。そういう声もございますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の今関委員から報告を求めます。

今関委員 議席番号14番今関でございます。
先ほど、会長たちと現地調査をしましてまいりましたが、本件は、先ほど事務局からの説明もあったとおり、第三種農地への太陽光発電の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等においても、何も問題ないと思われま。したがって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可相当であると思われま。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

議長 日程第6、議案第3号、令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。

（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用権設定等個人別明細の番号1から番号5について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括

審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画設定等個人別明細、番号1及び番号2について、原案のとおり意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。

最初に、番号1及び番号2について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員

地区担当推進委員の廣口です。番号1について、御説明申し上げます。番号1、更新であります。水稻と施設野菜を営んでおります。米、ニラを中心に営んでおりました、経営の規模を充実させるとともに収入のアップを図っていくところです。

番号2、変更であります。今まで施設野菜でイチゴを作っており、これからもイチゴ作りに専念して、観光・直売を続けていくところであります。慎重審議よろしくお願ひします。

議長

次に、番号3について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。番号3についてです。更新でありまして、水稻、露地野菜でありまして、水稻を中心に頑張っておりますので、よろしくお願ひします。

議長

次に、番号4について、地区担当推進委員の今関委員からの説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。番号4、更新でございます。両親と3人で糶店を営みながら水稻を機械化しながら頑張っております。これからはパート雇用を入れて、労力の軽減を図り、頑張っていきたいところです。よろしくお願ひします。

議長

次に、番号5について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。番号5について説明します。更新です。露地野菜で人参、スイカ、トウモロコシ等を販売しております。また、御長男が昨年から就農しまして、これから機械化、規模拡大等をしていきたいということです。よ

ろしく願います。

議長 次に、番号6について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。番号6、更新です。この方は当初ネギ専門で申請したと思えますけれども、今回は規模拡大のため、トウモロコシ、ブロッコリー、最近ではかなり露地野菜に力を入れながら頑張っております。どうかよろしく願います。

議長 次に、番号7について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員 地区担当推進委員の石橋です。議案5号の番号7について説明します。この申請は更新です。申請人の主要作物は水稲と露地野菜です。露地野菜は人参を作付しています。今後さらなる機械化を進め、労働力の軽減を図るとのことでした。説明は以上です。

議長 次に、番号8について、地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員 地区担当推進委員の加藤でございます。更新でございます。酪農、水稲、和牛等、多様な経営を行っております。よろしく願います。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、議案第5号、番号1、番号2及び番号4から番号8について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付す

ことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、議案第5号、番号3について裁決しますが、この案件は、議席番号13番藤田委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤田委員の退室を求めます。

(藤田委員 退室)

議長

それでは、議案第5号、番号3について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

藤田委員の入室を許します。

(藤田委員 入室)

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明等を求めます。

最初に番号1について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。番号1について、説明いたします。この住所を見て、どこで就農するかなと思って、彼と会って、埼玉県の越谷ですか、株式会社ヤマコーで1年間、ネギ、水稻、農機具等をいろいろ研修して、その後、山武市横芝光町でネギの栽培を3年間研修し、今年からぜひ就農したいということです。南郷ネギ部会にも入るし、出荷場のほうにも入る予定で、今現在、夏ネギを収穫する直前でありますので、ぜひよろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第6号、番号1について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、番号2について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。番号2について説明します。こちらの申請者は露地野菜、施設野菜において、少量な品目栽培で年間300種類程度を作っております。その中のメインの作物は小麦なんですけども、小麦はイタリア産の小麦等を作って、粉にまでひいて強力粉にして販売というか、取引先に卸しているそうです。また、研修先のエコファームアサノ農園さんなんですけども、経営者1名なんですけれども、こちらは今、おじいさんと申請者2人で経営しております。そのおじいさんがあと5年ぐらいで引退したいということで、今までの少量多品目を、飲食向けの取引先が70社程度ありま

すので、それを5年以内に本人が全て引き継いで、これからやっていきたいということです。

説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第6号、番号2について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第7号

議長

日程第10、議案第7号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題とします。

事務局から原案の説明を求めます。

事務局

55ページを御覧ください。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について御説明いたします。

目標、点検・評価については、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況について公表することになっているものです。

また、公表内容については、県を通じて国へ報告することになっております。

では、1番から御説明いたします。I、農業委員会の状況です。農家、農地等の概要と、農業委員会の現在の体制です。数値については、農林業センサス等の統計によるものと、条例に基づくものです。

次に、56ページを御覧ください。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化です。集積の目標を1,887haと設定したところ、実績では1,646haとなり、目標を達成することができませんでした。引き続き、農地利用の状況を調査し、利用権の設定に努めることを活動に対する評価としました。

次に、57ページを御覧ください。Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。目標を4経営体としました。実績は5経営体で、達成することができました。面積の達成状況は67.50%でした。

引き続き、新規参入者への相談対応や農地の出し手の掘り起こしの活動を継続していくことを活動に対する評価としました。

次に、58ページを御覧ください。Ⅳ、遊休農地に関する措置です。目標の対象面積は0.3haと設定したところ、解消面積は0haで、目標は達成できませんでした。

引き続き農地パトロールを実施し、農地の活用相談を基本に利用意向の確認等を行うことを活動に対する評価としました。

次に、59ページを御覧ください。Ⅴ、違反転用への適正な対応です。解消面積は0でした。従前の違反案件が改善されないまま継続している状況です。また、パトロール等を行ったことで、新規の違反転用はありませんでした。

今後も定期的なパトロール等により、早期発見、是正に努めていきます。

次に、60ページを御覧ください。Ⅵ、農地法等の事務に関する点検です。農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務です。処理件数は、3条53件、転用5件で、全て許可、許可相当です。

次に、61ページを御覧ください。農地所有適格法人からの報告への対応状況と情報の提供等です。市内27法人のうち25法人より報告書の提出がありました。農地台帳の整備は、全国農業会議所が管理、運営の農地情報公開システム、通称全国農地ナビに全国一元化され、毎月データの更新をしております。

次に、62ページを御覧ください。Ⅶ、地域農業者からの意見等です。活動を通じて農業者から寄せられた要望、意見等

はありませんでした。

Ⅷ、事務の実施状況の公表等です。総会等の議事録については、詳細なものを作成して、事務局窓口に備え付けております。

活動計画の点検・評価は、ホームページに公表しました。説明は以上です。

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。
議案第7号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、原案のとおり決定することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり決定します。

◎議案第8号

議長

日程第11、議案第8号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局

64ページを御覧ください。
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御説明いたします。
Ⅰ、農業委員会の状況です。農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制です。数値については、農林業センサス等の統計によるものと条例に基づくものです。
次に、65ページを御覧ください。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化です。令和2年度の目標は集積面積1,746haを計画しました。
活動としては、農業者等の意向を把握し、地域での話し合いの場へ積極的に参画する。また、中間管理機構との連携に

よる利用権の設定及びあっせん申出のあった農地などの利用権の設定に結びつけるような計画にしました。

Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。令和2年度は4経営体を目標とし、目標面積は4haとしました。

活動としては、農業委員と推進委員の連携により、新規就農者の相談対応や農地の確保に努めることを計画としました。

次に、66ページを御覧ください。Ⅳ、遊休農地に関する措置です。目標の解消面積は、令和元年度末の面積3.8haを目標としました。

活動計画は、農地の利用状況調査を8月から11月までに実施する予定です。また、パトロール等の実施、農地所有者への働きかけ、遊休農地の解消に努める。

Ⅴ、違反転用への適正な対応です。

活動は、推進委員が主となり、農地パトロールを実施し、新たに違反転用が発生しないように、監視、指導を行う計画としました。

説明は以上です。

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。
議案第8号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、原案のとおり決定することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については原案のとおり決定します。

◎その他

議長

以上で本日予定しました議案の審議は全て終了しました。
その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会
議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は7月6日、月曜日、車庫棟2階、第6会議室を予定しております。同じ場所です。御参集のほど、よろしくお願いいたします。

御協力いただきまして、ありがとうございます。

令和2年6月5日

農業委員議長

署名委員

署名委員